

11・7動労水戸不当労働行為粉碎裁判 パワハラ試験制度を許さない!

動労水戸

国鉄分割・民営化以来のすべ
ての不正を徹底的に追及する
動労水戸裁判の口頭弁論が、
11月7日水戸地裁で開催され
た。時限ストに入った組合員や
多くの家族が集結した。

この日の焦点は、JR東日本
の昇進試験制度だ。この試験制
度が始まって以来、動労水戸組
合員5名が技量にまつた問題
がないにもかかわらず指導職
試験に合格しない問題を追及
した。これに対して会社側は裁
判官も首をかしげるような資
料を提出してきた。

作文と勤務成績の 評価に整合性なし

そのひとつは本社の人事課長
作成の陳述書だ。そこでは、昇
進試験の一次試験の合格判定
について「(筆記試験の)合格ラ
インをこえた者のうち作文およ
び勤務成績がいずれも5段階
評価の3以上にある者が合格
する」「作文または勤務成績の
いずれか一方でも2以下にある
者は不合格になる」(抜粋)と
主張している。

そして原告組合員らの試験

国鉄水戸動力車労働組合
水戸市三の丸三・一・三
発行責任者 石井真一 編集者 西納岳史
電話 029・227・6020
FAX 029・227・6291

結果については、平成21〜23年
度の一次試験の「筆記」「作文」
「勤務成績」の結果を示した。
試験結果は、「筆記」の成績は
6つのランクで記され、「作文」
と「勤務成績」は3つのランクで
記されていた。

しかし、「筆記」の成績はラン
クごとに具体的にどんな違いが
あるのかや、どのランクを取れ
ば合格なのかを会社は示して
いない。また、ランク付けの客

【一次試験の評価方法】

筆記試験…A～Eの6段階評価

A:「特に良い」 A':「良い」 B:「やや不足」
C:「不足(平均値に近い)」 D:「悪い」 E:「極めて悪い」
→ランクごとの違いや客観的な評価の基準、合格ラインは不明

作文・勤務成績…「5段階で評価し両方とも3以上で合格」 「どちらか片方でも2以下なら不合格」

試験結果の表記=3段階 ア:「良い」イ:「普通」ウ:「悪い」

観的な基準(何ができていて、
何ができていないのか)もさっぱ
りわからないのだ。

さらに、「作文」と「勤務成績」
は、会社は裁判の当初は「5段
階評価」と説明していた。しか
し、今回出してきた資料では3
段階で記されている。ランクご
とに合格・不合格が決まるなら、
ランクの数そのものが変わって
しまっているのは大問題だ。5
段階評価ならギリギリ合格だっ
た人が、3段階にしたせいで結
果的に不合格になる可能性も
ある。それとも、会社にとって
「評価のランクは合否とは関係
ない」ということなのだろうか。
まったく意味不明である。

自分が来る以前のことを 陳述する鈴木誠氏

会社は今回の裁判で、勝田車
両センター元副所長の鈴木誠
氏が作成した陳述書を提出し
てきた。指導職試験を過去23
回不合格だった組合員が、裁判
の原告に加わったと勝手に合格
したことについて、合格する前
と後では何が違ったのか説明を
求めたことへの回答である。

会社側が提出した試験結果の資料

＜昇進試験 一次試験結果＞				
平成21年度				
受験種別名	氏名	筆記	作文	勤務成績
指導職等試験	●	D	イ	イ
指導職等試験	●	C	ウ	ウ
平成22年度				
受験種別名	氏名	筆記	作文	勤務成績
指導職等試験	●	D	ウ	イ
指導職等試験	●	E	ウ	イ
平成23年度				
受験種別名	氏名	筆記	作文	勤務成績
指導職等試験	●	D	ウ	イ
指導職等試験	●	E	イ	イ
指導職等試験	●	D	ウ	イ

《筆記》
A:特に良い、A':良い、B:やや不足、C:不足(平均値に近い)、
D:悪い、E:極めて悪い、の6段階
(作文・勤務成績)
ア:良い、イ:普通、ウ:悪い、の3段階

- ⑤昇進試験の原案について
- ④作文と勤務評価の割合について
- ③原告組合員の勤務評価の方法とその結果
- ②勤務評価の仕組み
- ①なぜか?

鈴木元副所長は、この組合員
が平成18年に車セに着任して
きてからの仕事ぶりをさんざん
罵倒し「車両係としての標準的
なレベルに満たない」「ましてや
上位職(車両技術係)を目指す
レベルには達していない」と陳述
している。しかし、そうした当
該組合員がなぜ突如昇進試験
に合格したのか、その肝心な理
由は何も明らかにしていない。

それどころか、鈴木誠氏が車
セの副所長に着任したのは、平
成20年2月である。自分が来
る前の当該組合員の言動をさ
も自分が見聞きしたこととして
証言しているのは明らかにおか
しい。会社は組合の追及にま
とみに反論できないばかりか、ウ
ソとしか思えない陳述書を作っ
て出してきたのだ。

当然にも裁判長は、
①合否判定の表記が違うもの

JR東日本の昇進試験は、ま
たく不透明な制度である。そ
れは、会社が組合差別という
違法行為を隠し、職場の労働
者を競争で分断し、外注化や
労働強化に抵抗できない職場
にするための道具として、昇進
試験を使ってきたからだ。

動労水戸裁判は、昇進試験
制度による組合員の不利益を
絶対にあいまいにしない。それ
だけでなく、この試験制度が日
常の仕事や技量とは無関係に
「管理者に忠実な者」が評価さ
れる制度であることを問題にし
ている。私たちはこのデータメ
を職場と法廷の両面から徹底
的に追及する。

黙って従えばなんとかなる時
代は終わった。仲間と家族を守
るために、すべての鉄道労働者
は動労総連合に結集しよう!